

2024 年 10 月 15 日

国立市議会議長 高柳貴美代 様

自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件により表面化した、
金権腐敗政治を根絶し、「政治と金」に関する国民の政治不信を
払拭する観点から、政治資金規正法の抜本的改正を求める意見
書の提出を国に求める事に関する陳情

陳情の趣旨

「改正政治資金規正法」が今年の第213回通常国会（6月19日）で成立した。

政治資金規正法には「政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにす
るため」、「政治資金の収支の公開」により、「政治活動の公明と公正を確保し、もって
民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」（第1条）と定めている。

昨年来、自民党派閥の政治資金パーティー収入の不記載やキックバックによる「裏
金」づくりを行っていたことが次々に明らかになり、政治家の政治資金に対する国民
の不信が高まっている。

東京都多摩地域においては、八王子市が地元の萩生田光一氏が2728万円、立川市・
日野市・国立市・多摩市・稲城市・八王子市が地元の小田原潔氏が1240万円の政治
資金収支報告書不記載額が指摘されており、事態は深刻である。

そもそも裏金は何に使用されたのか明らかにされないままでは、政治不信は増すば
かりである。一番恐れている事態は、裏金が上記該当議員の地元になんらかの形で
「還流」した恐れがある場合であり、裏金が地方政治・地方選挙に影響を与えていな
いか注視する必要がある。裏金によって私腹を肥やした場合は言語道断である。

萩生田氏に関しては、裏金議員と世間から指摘・批判を受けながら、処分中とは思

えない行動で政治的倫理観も問われる事態が発生した。

日刊ゲンダイのデジタル版記事（公開日：2024/08/01 06:00）『自民・萩生田光一氏「露出作戦」の醜悪…照ノ富士Vパレード車にしれっと同乗、次は甲子園に“出沒”か』によると、今年7月28日大相撲名古屋場所で3場所ぶり10度目の優勝を果たした横綱・照ノ富士の優勝パレードにて、ファンに手を振る横綱の隣にドカンと鎮座していたのが、ナント裏金2728万円の萩生田前政調会長だった。車上で微妙な笑みを浮かべる動画が日本相撲協会の公式Xで紹介されるや、〈なんで真ん中に裏金の人が〉と大炎上、と記事に記載あり。

萩生田氏は照ノ富士の後援会長のため、パレードに参加する資格があることは理解した上で、大相撲優勝パレードというハレの日に突然現れたこと、裏金によって国民の政治への信頼を失ったことに対する罪悪感・反省が全く感じられない事、物価高で生活が苦しい国民が大勢いる中で、庶民感覚とあまりにもズレた行動は信じられない思いでいっぱいであり、国民の代表である国会議員の行動として誠に残念であった。

国会にて政治資金法改正案が提出され成立したものの、きわめて不十分な「改正」とどまっており、政治に対する国民の信頼回復にはほど遠いと言わざるを得ない。

自民党が提出し、修正された政治資金規正法改定案は、パーティー券購入者の公開基準額を現行の20万円超から5万円超にし、5万円以下は非公開のままとするものである。これでは、裏金づくりの抜け道は塞がらない。さらに、現行法令上定めがない政策活動費を「政党から個人への支出」として規定し、政策活動費を初めて法定化、合法化するものだが、党幹事長などに多額の政策活動費を支出しても政治資金収支報告書の備考欄に「組織活動費」「選挙活動費」「調査研究費」など、大まかな項目別に支出金額、年月を記載するだけで、支出の目的は明らかにされない可能性があり、支出内容が全く不明瞭となり、収支を全て明らかにするという政治資金規正法の趣旨に反する。政策活動費について毎年の上限金額を設定するが、「支出の状況」を公開する

のは 10 年後とされ、制度の具体的な内容は明らかにされず、上限金額が大きく膨らむ可能性や、公開時に領収書と明細書がない場合があり得、しかも 10 年後に違法、不適切な支出が分かっても、党幹部や議員の交代、政党の離合集散などがあれば責任は曖昧にされてしまう。今回の改定案は極めて不十分な対策である。

国民の政治不信の回復に向けて、根本的な見直しによる、より一層の対策が必要である。

よって、国会に対し、政治資金規正法の改正により下記の事項を講ずるよう強く要請する。

陳情事項

国立市議会より、国と政府（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣）に対し、意見書の提出を求めます。

1. 政党から政治家個人に対して支出される「政策活動費」は、使途も明らかにされないまま毎年数十億円もの支出が行われている。すべての使途を国民に明らかにできない「政策活動費」の支出は禁止するよう求める。

2. 「政策活動費」の使途について「10 年後の公開」となったが、「10 年間は公開しない」ことを認めるのでは、不透明な資金の支出をこのまま続けることになる。「政策活動費」を維持する場合には、毎年の使途報告と公開を義務とするよう求める。

3. 「裏金」づくりに使われた「政治資金パーティー券」の購入者の公表基準を、1 回のパーティーで「5 万円」に引き下げるとされたが、「1 回あたり 5 万円未満」であれば 1 年間にいくら購入しても公表されないことになる。「政治資金パーティー券」の購入は政治資金規正法が禁止する企業団体献金の温存であり代替手段となっていること、裏金づくりの抜け道が残されることから、「政治資金パーティー」そのものを禁止するよう求める。

4. 政治家に会計責任者と同等の責任を負わせる措置を講ずること。